

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I	神奈川県自転車活用推進計画の改定案について	1
II	由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の選定基準（案）について	4
III	大磯港の指定管理者の選定基準（案）について	7
IV	真鶴港の指定管理者候補の選定について	10
V	盛土規制法の施行に伴う取組について	15
VI	神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画の策定案について	17

I 神奈川県自転車活用推進計画の改定案について

1 計画の概要

自転車は、日常の足として広く利用され、近年は、環境にやさしく、健康増進に寄与する乗り物として注目されており、観光振興などへの活用にも期待が寄せられている。

こうした中、「神奈川県自転車活用推進計画」は、自転車活用推進法第10条に基づき、国が策定した「自転車活用推進計画」を勘案し、令和2年に本県の実情に応じた自転車の活用に関する施策を総合的に進める指針として定めている。

2 計画の改定

国が令和3年に「自転車活用推進計画」を改定したことや、新型コロナウイルス感染症の流行により自転車利用のニーズが高まっていること、太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定されたことなどの状況変化に的確に対応するため、本計画を改定する。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和4年9月	市町村連絡調整会議
令和4年10月	庁内連絡調整会議
令和4年11月	有識者への意見聴取（3回） 庁内及び市町村への意見照会
令和4年12月	第3回県議会定例会（後半）に改定素案を報告
令和4年12月 ～令和5年1月	改定素案に対する県民意見募集
令和5年2月	県民意見を反映した改定案とりまとめ

4 県民意見募集

(1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和4年12月21日 ～ 令和5年1月19日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架 イ 県のホームページへの掲載 ウ 報道機関への情報提供

(2) 反映状況（意見総数 9 件）

- A 改定案に反映した意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 件
- B 既に反映している意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件
- C 今後の参考とする意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 件
- D 反映できない意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件
- E その他（質問、感想等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件

(3) 県民意見の例（概要）

- A 改定案に反映した意見
 - ・ 通勤通学で自転車を使う年齢層への安全教育が重要と考える。
- B 既に反映している意見
 - ・ 自転車利用の促進には、警察の取り締まりの強化が必要と思われる。
- C 今後の参考とする意見
 - ・ 都内では、歩道と自動車パーキングスペースの間に無理やり自転車通行帯を設置した箇所がある。危険と考えられることから、こうした場合は、歩道を拡張し、歩道内で自転車のゾーンを色分けする方法がよいのではないかと思われる。
- D 反映できない意見
 - ・ 自転車は自身の年齢や体力に合わせて趣味や生活に利用すれば良いもので、法律や国の施策によって利用を促進するものではなく、このような計画は直ちに廃止すべき。
- E その他（質問、感想等）
 - ・ 計画に基づき、県内に自転車活用の推進について広く進めていただきたい。

5 素案からの主な変更点

- ・ 「安全教育」の施策において、交通安全教育を推進する対象に通勤通学での自転車利用者を追加

6 改定案の概要

(1) 計画期間

国が改定した自転車活用推進計画（5年間）を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(2) 主な改定内容

ア 自転車を快適に利用できる環境の整備

- ・ ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道の活用を図るため、更なる走行環境の整備などの利用環境の充実を図る。
- ・ 自転車の活用を一層推進するため、市町村における自転車活用推進計画の策定を支援、促進する。

イ 自転車活用を通じた未病改善の推進

- ・ 誰もが健康的なサイクルリズムを楽しめるよう、体力などに合わせたルートの設定や情報発信などを推進する。

ウ 観光・サイクルスポーツの振興による地域の活性化

- ・ 太平洋岸自転車道の魅力を広く発信するとともに、太平洋岸自転車道と連携した地域の魅力を感じられるルート設定や情報発信などを推進する。

エ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- ・ 高齢者や増加するデリバリーサービスを行う事業者、通勤通学での自転車利用者にも目を向けた交通安全教育を推進する。

7 今後の予定

令和5年3月 「神奈川県自転車活用推進計画」を改定・公表

II 由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の選定基準（案）について

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）の指定管理者の募集については、令和4年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会（令和4年9月29日）において、募集条件及び選定基準の考え方等について報告したところである。

このたび、地下駐車場の指定管理者の選定基準（案）について、外部評価委員会の意見を聴取した上で、次のとおり定めたので報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、団体のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5
2 施設の維持管理	(1) 駐車場の維持管理	①海岸に面した地下駐車場の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方 ②保守点検業務、清掃業務、警備業務等についての実施方針	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	10
	(2) 利用者への対応、利用料金の設定	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業や接客対応等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方	10

4 事故防止等安全管理	(1) 日常の事故防止、緊急時の対応、感染症への対応	①通常業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②地震や津波等の災害、事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 ④新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応	10
5 地域と連携した魅力ある施設づくり		①地域や関係機関との連携・協力の考え方 ②地域の実情に応じた駐車場開場時間の弾力的な運用 ③地域イベントへの協力、行政施策やボランティアとの連携、地域人材の活用等の取組内容 ④地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	10

(2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、団体のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	(納付金施設) 提案額 (満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額) × 20 「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額 注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、小数点以下切捨てとする。	20

(3) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力 (専門人材の配置、類似業務の実績等) が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5
8 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5

9 コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定や実績など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	5
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	①募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

2 今後の予定

令和5年4月～ 指定管理者を募集

令和5年7月～ 外部評価委員会等による候補者選定

令和5年9月 第3回県議会定例会（前半）に、指定管理者の指定議案を提出

令和6年4月 指定管理者による管理運営開始

Ⅲ 大磯港の指定管理者の選定基準（案）について

大磯港の指定管理者候補の選定については、令和4年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会（令和4年12月12日）において、募集条件（非公募：大磯町）及び選定基準の考え方等について報告したところである。

このたび、大磯港の指定管理者の選定基準（案）について、外部評価委員会の意見を聴取した上で、次のとおり定めたので報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、団体のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等		①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5
2 施設の維持管理	(1) 維持管理業務	①清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5
	(2) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5
	(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間（骨材事業者、漁業者等。）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③港の賑わいを創出するイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ④海上交通の普及啓発など、周辺の港との連携に向けた取組に対する考え方	10
	(2) 利用者への対応、利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方	5

4 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5
	(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応方針 ③災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5
5 地域と連携した魅力ある施設づくり		①地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5

(2) 管理経費の節減等 (20 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、団体のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	(納付金施設) 提案額 (満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額) ────────────────────────── × 20 「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額 注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力 (専門人材の配置、類似業務の実績等) が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5
8 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5
9 コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	5
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	①募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

2 今後の予定

令和5年4月～ 大磯町からの申請書類受付

令和5年7月～ 外部評価委員会等による候補者選定

令和5年9月 第3回県議会定例会（前半）に、指定管理者の指定議案を提出

令和6年4月 指定管理者による管理運営開始

IV 真鶴港の指定管理者候補の選定について

1 指定管理者候補の選定について

令和4年9月、真鶴町から令和6年4月からの次期の指定管理業務の実施は「諸般の事情」により困難であると示されたことから、令和4年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会（令和4年12月12日）において、真鶴港を県が直接管理することもできるよう、港湾の条例を改正するとの報告を行った。

その後、真鶴町から文書により、改めて、次期の指定管理者の指定を受けたいとの意向と「諸般の事情」の解決策が示された。

しかし、現時点では、町役場の執行体制や、真鶴町の示した解決策が確実に実施されるのか確認できない。一方で、令和6年4月からの指定管理者の管理運営開始に間に合わせるためには、指定管理者候補の選定手続を開始しなければならない状況となっている。

そこで、令和5年4月以降、町役場の執行体制や、解決策の実施状況を確認の上、改めて、最終的な方向性を判断する。判断するまでの間、真鶴港を県が直接管理することも可能とするための条例改正の手続を進めるとともに、並行して、町の動向を確認しつつ、指定管理者候補の選定手続を進めることとする。

2 施設の概要

施設名	所在地	施設の概要
真鶴港	足柄下郡 真鶴町 真鶴地先	設置年月日：昭和29年4月1日(港湾区域認可年月日) 施設：水域施設、外郭施設、係留施設、荷さばき施設、保管施設、港湾管理施設 面積：約3.7ha（真鶴港臨港地区面積）

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

令和元年度から3年度に係る指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の利用状況について、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により利用者が減少したが、施設管理の面では適切な運営が行われていた。

また、再築した管理事務所の運営方法について、利用者団体との調整が積極的に進められたほか、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、県が直接管理することと並行して、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことも検討していく。

（収支状況及び委託実績は参考資料のとおり）

4 指定管理者候補の選定方法（指定管理者候補の選定を行う場合）

真鶴港は、荷さばき地の利用承認等行政処分的な業務が中心であり、業態の異なる複数事業者（石材事業者、漁業者）間の中立・公平な利用調整を行うには行政的な視点が強く求められ、民間事業者にはなじまないことから、指定管理者候補の選定を行う場合には、引き続き地方公共団体である真鶴町を指定管理者候補として、非公募とする。

5 指定期間

5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）とする。

6 申請単位

真鶴港とする。

7 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

条例で定められた指定の基準を基本に作成するとともに、次の視点を重視することとする。

- ア 業態の異なる複数事業者間の利用調整
 - ・ 行政的な視点に基づき、業態の異なる複数事業者（石材事業者、漁業者等）間の利用調整を円滑に行うための提案を求める。
- イ 「開かれた港湾」の利用促進
 - ・ 「開かれた港湾」として、多くの方に施設を利用してもらい、利用者に満足してもらえるような事業や取組の提案を求める。

ウ 地震・津波発生時における利用者の安全確保

- 通常の荒天・事故等発生時や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応に加え、大規模な地震・津波災害から利用者の安全を確保するための提案や緊急物資受入港としての対応の提案を求める。

エ 人的な能力、執行体制

- 指定期間を通じて、指定管理業務を効果的・効率的に行うための人員配置や、指定管理業務を安定して行うための人材育成、職員採用、労働環境の確保等の取組の提案を求める。

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点

管理経費の節減等：20点

団体の業務遂行能力：25点

8 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無（委員会名）	選定理由
しばやま 柴山 ともや 知也	男	早稲田大学 教授	学識経験 者	有 （平成29-30 年度、令和3-4 年度、令和4-5 年度県土整備 局指定管理者 選定審査委員 会港湾部会）	水工学（海岸工学、沿岸域防 災、津波・高潮、水環境学）を 専門分野としており、港湾に関 する深い造詣を有している。 また、元港湾審議会会長であ るとともに、前回の選定委員で あることから、本県管理港湾施 設の状況、指定管理者の評価に 関して熟知している。
かせだ 総田 はるみ	女	横浜商科大 学教授	学識経験 者	有 （令和4-5年 度県土整備局 指定管理者選 定審査委員会 港湾部会）	観光学を専門分野としており、市町の観光振興という視点 からの審査が期待できる。 また、県港湾審議会委員であり、本県管理港湾施設の状況を 熟知している。

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
かねこ 金子 のりあき 紀昭	男	日本プレジャーボート協会副会長	施設利用者代表	有 (平成29-30年度、令和3-4年度、令和4-5年度県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会)	プレジャーボート利用者として、利用者目線で港湾の利用促進の観点から審査が期待できる。 また、前回の選定委員であり、指定管理者の評価に関して熟知している。
すずき 鈴木 りょうこ 亮子	女	公認会計士	経理に関する識見を有する者	有 (令和3-4年度、令和4-5年度県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会)	日本公認会計士協会神奈川県会からの委員推薦による。
たかはし 高橋 あけみ 明美	女	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者	有 (平成29-30年度、令和3-4年度、令和4-5年度県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会)	神奈川県社会保険労務士会からの委員推薦による。

9 今後の予定（指定管理者候補の選定を行う場合）

令和5年4月 外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取

令和5年6月 第2回県議会定例会に、指定管理者の選定基準（案）を報告

令和5年8月～ 真鶴町からの申請書類を受付

令和5年10月～ 外部評価委員会等による候補者選定

令和5年12月 第3回県議会定例会（後半）に、指定管理者の指定議案を提出

令和6年4月 指定管理者による管理運営開始

※ 町役場の執行体制や、町の示した真鶴港の管理に関する解決策が実施されているか、指定議案提出までの間、随時、モニタリング等で確認していく。

参考資料

真鶴港の収支状況及び委託実績

○指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円、%)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和元年度	17,647 (17,647)	18,144	△497	△2.82
令和2年度	17,290 (17,290)	17,367	△77	△0.45
令和3年度	17,668 (17,668)	17,668	0	0
合計	52,605 (52,605)	53,179	△574	△1.09

※ 括弧は内数で、「指定管理料」を示す。

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

- ・真鶴港管理事務所の再築による維持管理費の増に伴う指定管理料の増：
年額+283千円（令和3年度）

○県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	清掃業務	6	478	—
	施設保守点検業務	6	135	—
	建築物等定期点検業務	0	—	指定管理者自身で業務を実施
障害者雇用企業等	無	—	—	—

V 盛土規制法の施行に伴う取組について

1 盛土規制法の概要

(1) 経緯

令和3年7月3日に発生した、静岡県熱海市での土石流災害を受け、国は、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）を、令和4年5月27日に公布した。

国は、法の施行に向け、有識者等による盛土等防災対策検討会で基本方針等の検討を進め、令和4年9月及び同年12月に、その結果を公表し、12月23日に技術的な基準等を定める政令を公布した。

(2) 法改正のポイント

ア 国は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下で都道府県等が規制を実施

イ 都道府県等が基礎調査を実施し、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を、関係市町村の意見を聴いた上で、規制区域（「宅地造成等工事規制区域」、「特定盛土等規制区域」）として指定し、盛土等の行為を許可の対象とする。

- ・ 宅地造成等工事規制区域 宅地造成、土砂の埋立、土石の一時堆積を規制

- ・ 特定盛土等規制区域 土砂の埋立、土石の一時堆積を規制

ウ 国は、盛土等を行うエリアの地形等に応じて、災害防止のための技術的基準（許可基準）等を定める。

エ 管理責任や監督処分について、責任の所在を明確化

オ 罰則を条例より高い水準に強化

カ 現行の「宅地造成工事規制区域」については、法施行から2年間は、従前の規制内容のまま取り扱う経過措置を講じる。

2 政令の概要

(1) 施行期日を定める政令

- ・ 施行期日を令和5年5月26日とする。

(2) 施行に伴う関係政令の整備に関する政令

- ・ 許可対象となる盛土等の行為とその規模を規定
- ・ 許可を不要とする工事（適用除外）を規定
- ・ 盛土等に関する工事の技術的基準を規定

3 規制区域を指定するための基礎調査の内容

規制区域の指定にあたり、国から示された調査要領等に基づき基礎調査を実施し、候補区域を設定する。

なお、候補区域の設定内容は概ね以下のとおり。

(1) 宅地造成等工事規制区域

盛土等に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地や集落等及びこれらに隣接・近接する土地の区域を抽出

(2) 特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域の内、盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれ大きいと認められる区域を抽出

具体的には、盛土等の崩落により流出した土砂が土石流となって溪流を流下し、人家等に到達することが想定される溪流の上流域等

4 今後の予定

令和5年度から、規制区域を指定するための基礎調査に着手する。

その後、調査結果の公表及び関係市町村へ意見聴取した後、規制区域の公示を行う。

VI 神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画の策定案について

1 策定の趣旨

汚水処理事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少や技術者不足、施設の老朽化に伴う更新費用の増大等、経営の厳しさが増しており、効率的な事業運営が一層求められている。

そこで、県内の汚水処理施設の持続可能な事業運営を推進するため、県や市町村間の連携メニューと実施までのロードマップを示した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定する。

2 策定に向けたこれまでの取組

平成30年11月～	県内市町村等が参加する「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会」で検討を実施（8回）
令和4年12月	第3回県議会定例会（後半）に策定素案を報告
令和4年12月～令和5年1月	策定素案に対する県民意見募集
令和5年2月	県民意見等を反映した策定案の取りまとめ

3 県民意見募集

(1) 募集状況

策定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和4年12月21日 ～ 令和5年1月19日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架 イ 県のホームページへの掲載 ウ 報道機関への情報提供

(2) 反映状況（意見総数9件）

A 策定案に反映した（している）意見	1件
B 策定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見	0件
C 今後の計画推進の中で参考にする意見	7件
D 策定案に反映できない意見	0件
E その他（質問、感想等）	1件

(3) 県民意見の例（概要）

A 策定案に反映した（している）意見

- ・ 脱炭素の視点を加えるとよい。

C 今後の計画推進の中で参考にする意見

- ・ 汚水処理共同化については、処理場所在地としては分散の考えがあり、地元住民への影響を配慮してほしい。
- ・ ソフト連携については、実行可能な項目にはスピード感を持って積極的に実施してほしい。

E その他（質問、感想等）

- ・ 汚泥処理共同化については、賛同する。

4 策定案の概要

(1) 広域化・共同化の県の方向性

広域化・共同化は、ハード・ソフトの両面から取り組むものとする。

ハード連携は、将来的な人口減に伴う処理量の減少に対応した更なる取組を促進し、ソフト連携は、技術者不足への対応や増大する維持管理などのコスト縮減対策として、多様な取組を促進する。

(2) 広域化・共同化の連携メニュー

連携メニュー		連携内容
ハード	汚水処理共同化	汚水処理施設の統廃合など
	汚泥処理共同化	汚泥処理施設の統廃合や、緊急時等における相互融通
ソフト	維持管理共同化	下水管の点検や修繕などの共同実施
	事務の共同化	宅地内への接続工事を行う工事店の指定事務などの共同実施
	BCP 共同化	災害時における市町村間の資機材融通や、訓練等の共同実施
	広報共同化	下水道への理解を深め、適正な利用や接続を促進させるための広報活動の共同実施

(3) 広域化・共同化のロードマップ

連携メニューに関わる自治体や施設名等と実施に向けた短期、中期、長期のスケジュールを示す。

(ロードマップの例)

広域的な 連携 メニュー	連携内容	関わる自治体	関わる 施設名等	メニューに対するスケジュール			
				短期 (～5年間)	中期 (～10年間)	長期 (～30年間)	
				2023年 2027年	2028年 2032年	2033年 2052年	
ハード	污水 処理 共同化	逗子市浄水管理 センターを葉山 浄化センターに 統合	逗子市、葉山町	逗子市浄水 管理センター 葉山浄化 センター	可能性を検討	検討結果を 踏まえ事業化	
ソフト	維持 管理 共同化	管路・マンホール ポンプの維持管 理の共同化	秦野市、大和市、 海老名市、南足柄市、 二宮町、大井町、 箱根町、湯河原町、 県流域	公共下水道 流域下水道	協議・調整等	協議・調整等 共同化開始	

(4) 今後の取組

計画策定に向け設置した検討会を引き続き活用し、具体的な方策の検討を進める。また、県と市町村が、連携して取り組む必要がある課題について、県は広域的な立場から調整を主導する。

5 今後の予定

令和5年3月 「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定